

本願寺史料研究所報

29 号

発行所 本願寺史料研究所
〒六〇〇一八二六八

京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三一―

内線 (五四一八)

発行者 所長 千葉乗隆
発行日 二〇〇六年七月三〇日

《巻頭言》

『本願寺史』改訂に向けて

千葉乗隆

半世紀前に親鸞七百回大遠忌をむかえるにあたり、『本願寺史』の出版を目的とする本願寺史編纂所が設置された。

その編纂作業は、禿氏祐祥主監、宮崎圓遵主任の指導のもとに推進され、『本願寺史』三巻、『本願寺年表』一卷、『本願寺史索引』一卷を刊行した。

『本願寺史』刊行後は、本願寺史料研究所と名称を変更し、本願寺ならびに真宗教団の史資料の調査・収集・整理・分析を実施し、史料集の出版を行ってきた。

このたび親鸞聖人七百五十回大遠忌をむかえるにあたって、『本願寺史』の増補改訂版を編集刊行することにな

った。新たな『本願寺史』は、その後の調査・研究の成果をとりいれた「真宗教団の本山本願寺」という広い視野、しかもそれは本願寺が日本の社会で孤立して存在するのではなく、各時代の社会と関連を保ちながら歩んできたということをも配慮した内容であることを願っている。

※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

花山火葬場について (一)

左右田昌幸

はじめに

昭和三十年代を京都の北区で過ごした筆者にとって火葬場といえば、京都西方の蓮華谷（筆者の耳には原谷の火葬場として残っている）の火葬場が頭に浮かんでくる

が、現在では非常時災害用としてのみ維持管理されているだけで稼働はしていない。老朽化が進んでいた蓮華谷の火葬場は、昭和五十六年三月に山科区の花山火葬場（正式には京都市中央斎場。山科区上花山旭山町）に統合されている。かつて京都市営の火葬場はこの二箇所他に、伏見に帰命院火葬場があり、三つの火葬場が位置的に街の東・西・南に配置されていた。

ところでこの三箇所の火葬場の内、花山火葬場が東西の本願寺の共同によって創設されたということは、近代の本願寺史の研究上で、比較的良好に知られた事実であろう。近代以降の本願寺教団においては、宗主家の火葬は花山火葬場でおこなわれ、二〇〇二年七月十八日に葬儀が執り行われた前宗主も、当然、東西本願寺の共同設立という来歴を持つ京都市中央斎場で茶毘にふされたことは記憶に新しい。しかも、花山火葬場が昭和六年三月に京都市に有償譲渡され、市営となつて以降も本願寺の「専用竈」が設置されていたという（「専用竈」は現在、存在しない。前宗主の火葬は一般の火葬炉に下り藤の紋を付しておこなわれたと聞く）。

そのような花山火葬場ではあるが、研究状況に対する感度の鈍い筆者のアンテナでは、花山火葬場の設立事情や、近代本願寺教団や近代都市京都において実際にどのように運営・管理され、稼働していたのかなど、花山火葬場そのものの歴史研究が引っかけられていない。

本稿は、本願寺史料研究所に保管されている近代の本

願寺関係の史料に少しだけ含まれている花山火葬場創設初期の史料を翻刻・紹介することを呼び水にして、読者諸氏より、あわよくば関連の史料・研究についてご教示にあずかることを目的にしている。

本願寺史料研究所の保管されている関連史料は大きく二種類に分けられる。一種類目は、コレラの流行状態にあった明治十一・十二年における火葬炉の実働状況を如実に示す史料である（後掲の史料翻刻。仮に第Ⅰ類と称す）。二種類目は、同じく明治十一年における火葬炉の修復に関する史料である（仮に第Ⅱ類とする）。今回の翻刻・紹介のメインは、このうち前者の史料である。二種類目については、火葬炉に関する専門用語などが含まれており、筆者の解説能力を超える難読箇所が多く、他日を期して続稿とする努力をしたいと思います。

筆者の手元には関連史料としてこの他に、明治三十六年に花山火葬場の維持管理・運営を本山の本願寺から委託された信義会（明治二十四年六月に明如の恩賜金によって組織された近世本願寺の旧家臣団の互助・親睦組織）が制定した「花山火葬場管理取扱規則」や昭和六年三月の京都市への有償譲渡に関する本願寺の宗議会での議事録なども集まってきた。また、龍谷大学大宮学舎の図書館には、大正九年から十一年頃と推定される花山火葬場の敷地全体図一点と二五五の火葬炉設計図（総て青焼）が残されている。信義会・宗会の史料とともにこの青焼図面も本誌で紹介したいのだが、本誌の製作上の制

約で技術的な問題を解決する努力が必要となる。今後、本誌にどの程度、続稿を掲載できるか心許ないが、続稿が日の目を見るとときには、前記した第Ⅱ類の史料から紹介したいと考えている。本稿の表題に(一)を付した所以である。

以下、なにより先ず第一に第Ⅰ類の史料翻刻を提示しておく。なお翻刻にあたっては、罫紙袋綴の事務文書で、複数の書類が仮綴されている場合があり、その場合は文書と文書の間に一行分の空白を設け、難読箇所については字数分の□で示した。仮に付した文書題の中の○は筆者の推定年である。

〈史料翻刻〉花山火葬場関係史料

第Ⅰ類 火葬関係

一 明治十一年火葬料値上届書等

火葬場莊嚴焼屍料規則増加御届

宇治郡第壹区花山村当山火葬場莊嚴焼屍料規則之義者、昨十年十二月別紙老印之通御届申上置候得共、都合二寄今般別紙式印之通増加仕度候条、此段御届申上候也

本願寺火葬場事務取扱所

下京第四区元法然寺町

十一年十二月廿五日

京都府知事榎村正直殿

別紙老印写

水谷了阿印

上花山村本願寺火葬場莊嚴并二焼屍料

上等焼屍料 金壹円五十銭

中等焼屍料 金七拾五銭

下等焼屍料 金六拾銭

上々等莊嚴料 金八円五十銭

打敷・胴卷已下略之

上等莊嚴料 金三円五十銭

前同断

中等莊嚴料 金三拾五銭

前同断

下等莊嚴料 金拾五銭

前同断

別紙式印写

増加之廉々

上等焼屍料 十年未滿八金壹円

中等焼屍料 同 金五十銭

下等焼屍料 同 金四拾銭

並上等莊嚴料 金壹円

打敷・胴卷・五具足・白碇蠟燭・銀紙花・供物式具
・六本白小蠟燭・路次提灯六張・籠前堂白張小幕

囚人死亡之節火葬取扱之義二付御答書

從來当山火葬場之義者、兼而御届済二而下等焼屍料金六拾銭与相定、一般取扱居候二付、過日御下問二相成候囚人死亡之節、火葬取扱之義も運送入費ヲ除之外、右焼屍料金六拾銭御下渡相成候ハ、不都合無之様取扱仕候、

此段御答申上候也

但、右節々死亡人姓名書并二御印鑑二而も御下渡被下度、此段兼而願上置候

本願寺火葬場事務取扱所

下京第四区元法然寺町

十一年十二月廿五日

水谷了阿印

京都府知事榎村正直殿

(冊子上部付箋)

「十一年十二月廿三日火葬場事務所御呼出二付、水谷殿出口候処、府庁懲役懸神田殿口達二囚人死亡之節、從來埋葬致来候処、已来火葬二致度二付云々、御尋相成候、仍而同月廿五日別紙書面水谷殿御出口二而御差出二相成候事」

囚人死亡之節火葬取扱之義二付御答

從來当山火葬場之義者兼而御届濟二而下等焼屍料金六拾錢卜相定、一般取扱居候二付、過日御下問二相成候、囚人死亡之節火葬取扱之義も運送入費ヲ除之外、右焼屍料金六拾錢御下渡候ハ、不都合無之様取扱可仕候、此段御答申上候也

但、右節々死亡人姓名書并二御印鑑二而も御下渡被下度、此段兼而願上置候

下京第廿三区本願寺門前町

本願寺役僧

十二年一月廿一日

安辺有藏

京都府知事榎村正直殿

(朱筆)
「再問二付申出候控

十二年一月廿一日」

二(明治十一年)七月八月火葬總計書

七月分焼屍惣計

一百八名

内 上等 貳名

中等 四十八名

同末 十一名

下等 卅五名

同末 拾貳名

右料金ノ

金七拾円三拾錢

八月分焼屍惣計

一百六十貳名

内 上等 五名

中等 六十四名

同未滿 拾貳名

下等 四十九名

同末 三拾貳名

此外に重貧貳名有之候得共除之

右料金ノ

金百三円七拾錢

合計

金百七拾四円也

此廿分ノ一 金八円七拾銭

三) 明治十一年九月より十二月火葬料総計書

陳者客歳九月一日より十二月三十一日中焼屍総計、別紙二

取調差上候条、宜御取計被成下度候也

火場

一月六日

受付人(印)

御本刹

第六科御中

十一年九月一日より十二月三十一日中本場直扱之分取調

九月份

上焼 四 金六円

中焼 五十八 同四十三円半

同末 拾毫 同五円半

下焼 六拾八 同四十円八十銭

同末 廿五 同十円

同重貧 毫 無料

ノ百五円八十銭

十月份

上焼 九 金拾三円半

中焼 六十八 同五十一円

同末 十一 同五円半

下焼 九十四 同五十六円四十銭

同末 十六 同六円四十銭

ノ百三十貳円八十銭

十一月分

上焼 六 金九円

中焼 四十五 同三十三円七十五銭

中末 九 同四円半

下焼 八十五 同五十一円

同末 廿 同八円

同重貧 一 同廿五銭

ノ百六円五十銭

十二月份

上焼 六 金九円

同末 一 同毫円

中焼 五十三 同卅九円七十五銭

同末 十 同五円

下焼 六十八 同四十円八十銭

同末 三十 同十貳円

下重貧 毫 同廿五銭

ノ百七円八十銭

四ヶ月分計

金四百五十貳円九十銭

此廿分ノ一

金廿貳円六十四銭五り

四) 明治十一年後半分火葬料二十分の一寄贈受取書

証

一金三拾毫円三拾四銭五厘

右者客年後半年分焼屍料上り高貳拾分毫、實際金書面
之通り正ニ受取候也

明治十二年一月廿八日

癡狂院 (印)

本願寺役僧

青山順淨殿

五) 明治十二年七月より十二月火葬料總計

十二年七月一日より同十二月卅一日中

焼屍總計取調書

七月分

上等	四名	金六円
中等	三十六名	同廿七円
中未滿	三名	同壹円五十錢
下等	百五名	同六十三円
下未滿	三十六名	同十四円四十錢
ノ百十一円九十錢		

八月分

上等	十名	金十五円
中等	卅三名	廿四円七十五錢
中未滿	三名	同壹円五十錢
下等	八十四名	同五十円四十錢
下未滿	四十九名	同十九円六十錢
ノ百十一円廿五錢		

九月分

上等	五名	金七円五十錢
----	----	--------

中等	四十五名	同三十三円七十五錢
下等	九十三名	同五十五円八十錢
下未滿	廿四名	同九円六十錢

重貧壹名有之除之

ノ百六円六十五錢

十月分

上等	六名	金九円
中等	三十五名	同廿六円廿五錢
中未滿	貳名	同壹円
下等	八十名	同四十八円
下未滿	廿六名	同十四円四十錢
ノ九十四円六十五錢		

十一月分

上等	六名	金九円
中等	三十七名	同廿七円七十五錢
中未滿	壹名	同五十錢
下等	七十貳名	同四十三円廿錢
下未滿	廿四名	同九円六十錢
重貧一名有之除之		
ノ九十円〇〇五錢		

十二月分

上等	七名	金十円五十錢
中等	廿七名	同廿円廿五錢
中未滿	貳名	同壹円
下等	六十四名	同三十八円四十錢

下未満 三十一名 同十式円四十銭

重貧一名有之除之

〆八十式円五十五銭

〇〆五百九十七円〇五銭

已上計

上等 三十八 〇金五十七円

中等 式百十三 〇同百五十九円七十五銭

中未満 十一 〇五円五十銭

下等 四百九十八 〇式百九十八円八十銭

下未満 百九十 〇同七十六円

〆〇九百五十名

〇此代金五百九十七円〇五銭

此廿分一

金廿九円八十五銭廿五り

六) 年未詳三月東西本願寺火葬料総計書

焼屍総計

八拾壹 内 上等 六 中等 三拾

同十才未満 三

下等 廿五

同十才未満 拾七

莊嚴総計

五拾貳箇

内 上等 貳箇

中等 拾三箇

下等 三十七箇

(ママ)
本場三月分焼屍数

一日 壹ツ 二日 貳ツ 三日 三ツ

四日 なし 五日 壹ツ 六日 壹ツ

七日 貳ツ 八日 三ツ 九日 四ツ

十日 壹ツ 十一日 四ツ 十二日 貳ツ

十三日 三ツ 十四日 貳ツ 十五日 六ツ

十六日 貳ツ 十七日 三ツ 十八日 五ツ

十九日 四ツ 廿日 五ツ 廿一日 壹ツ

廿二日 なし 廿三日 四ツ 廿四日 貳ツ

廿五日 五ツ 廿六日 壹ツ 廿七日 五ツ

廿八日 壹ツ 廿九日 三ツ 三十日 貳ツ

三十一日 三ツ

〆八拾壹

東派火葬場三月分

一日 五ツ 二日 貳ツ 三日 三ツ

五日 四ツ 六日 なし 七日 四ツ

八日 壹ツ 九日 貳ツ 十日 五ツ

十一日 貳ツ 十二日 壹ツ 十三日 五ツ

十四日 貳ツ 十五日 四ツ 十六日 四ツ

十七日 六ツ 十八日 貳ツ 十九日 貳ツ

廿日 貳ツ 廿一日 七ツ 廿二日 四ツ

廿三日 四ツ 廿四日 三ツ 廿五日 四ツ

廿六日 壹ツ 廿七日 三ツ 廿八日 四ツ

廿九日 五〇 三十日 なし 三十一日 四ツ

総計九拾八

七) (明治十一年) 六月十日より二十七日コレラ病死入遺

物焼捨総計書

記

一金四十円六十八銭

右別紙総計書通御下渡被下度候也

火葬場

六月廿八日

受付 (朱印・四つ)

御本刹

六科御中

総計書

六月十日ヨリ至廿七日中二

虎列刺病死亡人焼捨物

一百四十七ヶ半分

此納り料金八十八円五十銭

但、平均下等料金二見倣シ

右焚用割木

四百五拾八束

此代金廿七円四十八銭

差引金残り

金六十壹円貳銭

内 金廿円三十四銭

三分ノ一 上納高

金四十円六十八銭

三分ノ貳 本役一同被下高

八) (明治十一年) 六月二十七日より七月二十八日コレラ

病死入遺物焼捨総計書

記

一金五拾七円六拾貳銭八厘

右別紙総計書之通御渡被成下度候也

火葬場

七月廿八日

受付 (朱印・四つ)

御本刹

六科御中

総計書

六月廿八日ヨリ七月廿八日中二

虎列刺病死亡人焼捨物

一百六拾竈ト三ヶ壺

此納り金九拾六円廿銭

但し、平均下等料金と見倣シ

右焚用割木

百六十貳束六分

金九円七十五銭六厘

差引金残金

八十六円四十四銭四厘

内 金貳拾八円八十壹銭四り

三分ノ一 上納高

同 五拾七円六十貳銭八り

三分ノ貳 配分高

九) (明治十一年) 八月三十日より九月二十八日コレラ病

死人遺物焼捨総計書

記

一金拾六円拾五銭

右別紙総計書之通御下渡被成下度候也

火葬場

九月廿九日

受付(朱印・四つ)

総計書

八月三十日已後九月廿八日中二至

虎列刺病死亡人焼捨物

一四拾七竈半

此納り 金貳拾八円五十銭

但し、平均下等料金ト見倣シ

右焚用割木

七十八束貳分五厘

此金四円廿七銭五り

差引金残金

金貳十四円貳銭五り

内 一金八円七銭五り

三分一 上納高

一同十六円十五銭

三分貳 配口金

十)(明治十一年) 九月二十九日より十月三十一日コレラ

病死入遺物焼捨総計書

記

一金十貳円五十八銭

右別紙総計書之通御下渡被成下度候也

火葬場

十一月十八日

受付(朱印・三つ)

総計書

九月廿九日已後十月三十一日中二至り

虎列刺病死亡人焼捨物

一三拾七竈

此納り料金廿貳円廿銭

但し、平均下等料金ニ見倣シ

右焚用割木

五十五束五分

此金三円三十三銭

差引金残金

十八円八十七銭

内 金六円廿九銭

三分一 上納高

同 金十貳円五十八銭

三分二 配分高

臨時日当願

廿一日分日当

一金七円八拾四銭

右

右ハ毎月計算、且臨時用ニ付本年五月、十一月中
受付係非直之者在勤日当更ニ御差下ケ願

火葬場

十一月十九日

受付(朱印・三つ)

参考史料) 明治九年一月より十年中大谷本廟埋葬料十分
の一寄贈受取書

(封上書き)
「癡狂院書類」

証

一金四拾円

右寄附金前額之通正受取候也

明治十一年四月廿四日

癡狂院出張

出納課(印)

本願寺役者

宇野吳応殿

願

一貴山別院大谷廟所現境内墓地ニ於テ、昨明治九年一月ヨリ十年中埋葬為致候仕向料上り高之中拾分の一四拾円、癡狂院へ寄附シ済生之一端ニ備度候間、此段御聞届被成下度奉 願上候

下京第廿三区本願寺門前町

十一年四月一日

本願寺役僧

宇野吳応(印)

前書之通相違無御座候ニ付、依而奥印仕候也

勸諭方

日野西観道(印)

京都府知事榎村正直殿

(朱筆)

「神妙之儀ニ付聞届候事」

※ ※ ※ ※ ※ ※

一 花山火葬場の創設時日について

さて以上に提示した史料から、設立当初の花山火葬場の稼働状況に関する諸種の情報を取り出すことができるが、以下、創設時日の問題と運営方法の問題の二点に絞って解説を試みたい。

火葬場創設に直接関連する史料は次の一点である。本願寺の宗主家で宗主に近侍する宗務員によって筆録され、宗主の日常的な公務や動向を記した日記の一節である。

(表紙)

「明治八年十月七日以降

日記

第三号 内事局」

(明治八年十月)

廿七日 晴

(一つ書二か条を中略)

一今日午後ヨリ夜ニ至リ火葬場検査之為、花火ヲ揚リ、則御当方・東門跡ヲ御関係ニ相成リ申越候也、場所ハ阿弥陀峰之近傍之由也

右ニ付官員之衆四ケ□□飛雲閣へ被参候而御三階ニ而見聞有之候旨

この史料については、明如を巡る細々した逸話集として、昭和二年五月に本願寺護持会財団より出版された『樸牕余芳』に紹介されている。執筆者の上原芳太郎は同書で、「明治十七八年まで、七条高倉南に六条道場と称する

一字、形ばかり残りたり。嘗て其の内に茶毘所ありければ、東殿（枳穀邸）の結構は申様もなきが、時に南風臭気を帯び来るを憾とすと聞けり。其の頃西六条辺にては、東寺四ツ塚にて火化せりといへり」と記した後に、左記の日記の記事を引き、続いて「府官は三層樓の宴席にて、烟花を以て靡く烟と人家の關係を観察せしものならん。かくて両山共同して花山の火葬場を開きしより、市の内外を問わず永く利恵に欲せり」と記している。

花山火葬場の創設を巡る直接の史料は、この一点しか発見できなかったが、日記の記述には解説すべき点が幾つか存在している。最も時日を詰め切れないのが、何時、火葬場が竣工し、稼働を開始したのかの問題である。日記の記事の内容からして、火葬場はまだ着工されておらず、明治八年十月二十七日では火葬場の煙突から排出される煙や臭気が周辺に及ぼす環境影響調査の段階にとどまると考えられる。では何時、完成して稼働を始めたのか。大正十一年四月に京都府衛生課が発行した『保健衛生調査第壹輯』（京都市・府社会調査報告書Ⅱ・19巻、近現代資料刊行会。以下、行政の報告書類は総て京都市・府社会調査報告書Ⅰ・Ⅱに含まれているので出典を略す）には、「明治十年大谷派及本派本願寺ノ二派共同シテ市外宇治郡山科村字花山ニ火葬場ヲ新設セシニ」とある。創設当初の花山火葬場の火葬炉数などの規模にもよるであらうが、明治八年十月二十八日の環境影響調査の後の比較的近い時日に着工したとして、京都府衛生課が認識

している明治十年までは最大に見積もると二年近い期間が存在する。筆者の知識の範囲では、当時の火葬炉や周辺設備の建築にどれほどの時間が必要なのかを議論できないのだが、今少し創設時期を特定する努力をしてみよう。

前掲第Ⅰ類の史料一の中には、「当山火葬場莊嚴焼屍料規則之義者、昨十年十二月別紙老印之通御届申上置候」とあるので、明治十年十二月には使用料金が設定され京都府に届け出られて、この時点で稼働を開始していたことは確実であらう。第Ⅰ類の最後に翻刻した参考史料には、「当山別院大谷廟所現境内墓地ニ於テ、昨明治九年一月ヨリ十年中埋葬為致候仕向料上り高之中拾分之一四拾円、癪狂院へ寄附シ」とあるが、花山火葬場が本格的に稼働し出してから、癪狂院への寄附が「客年後半年分焼屍料上り高式拾分壹」（第Ⅰ類の史料四）とあるように、大谷本廟への埋葬料から花山火葬場での「焼屍料」に変化しているのことも参考になる。もう一つ参考になるのは第Ⅱ類の史料一で、施工業者が材料納入業者、あるいは火葬場の管理者かと思われる長谷川源助が、明治十年八月六日に「火葬場継蟻」の代金を本願寺に請求している（現状では「継蟻」と解読してみたが、「継」についてはかなりの難読で自信がない）ことである。「継蟻」を建築中の資材とするならば、明治十年夏の段階でも建設途上であつたと考えられる。参考になるのはこの二点だが、二点を総合して考えてみると、花山火葬場の稼働開始は、

料金規則が京都府に提出された明治十年十二月であつた可能性が高いと思われる。(以下、次号に続く)

※ ※ ※ ※ ※

〈副所長の一言・・・金龍 静〉

私儀、本年四月一日付で副所長の任を仰せつかりました。いまだ右往左往の日々ですが、千葉所長はじめ諸賢兄の御教示をえ、本願寺史料研究所五十年の歴史に学びつつ、遅足を重ねて行きたく思います。皆さまの御教導、お願い申し上げます。

なお宣伝となりますが、本研究編『本願寺年表』(昭和五十六年刊)と同編『本願寺教団史料関東編』(昭和六十三年刊)を入手希望される研究者・機関に配布いたします。本誌に挟み込みました「書籍交付申請書」に必要事項を記入の上、本研究宛にご送付下さい(FAXも可。FAX〇七五・三四四・五四五〇)。ご送付していただいた申請書に基づき、一定の審査を経て、無料(送料着払い)で配布させていただきます(この件についてのご質問は、担当の副所長金龍静・研究員大原誠まで)。

〈編集子のつぶやき〉

二〇〇三年三月に二十八号を刊行して以降、二十九号を刊行するまで三年以上のブランクがありました。これまでも空白期間はありましたが、これほど長期にわたる

のは初めてです。継続してお送りしていた読者はこの間、とうとう廃刊されたかと思っておられたか、時間の経過と共に、もともと存在感の薄い(物理的にも薄い)メディアですので、存在そのものが記憶の彼方に消失という方もおられたらうと想像します。ということでは久方ぶりに所報を受け取られた読者の中には、記憶を発掘していただけた方や、しぶとく再刊(編集子には再刊という認識はありません)したかなどと思われた方がおられるかと思えます。ことここに至った事情を釈明することはできませんが、この間、制作している(いた)側にも種々の想いが輻輳していたとだけ書いておきます。

長期の空白期間を終えて二十九号を発刊するに際して、配布範囲を以前より拡大しました。本願寺より送られてきた所報を初めて見られた方は、ビックリされたのではないかと思います。質の悪いDMではありませんのでご安心下さい。目的は、より多様な研究者より、様々なご意見・批判をいただき、真宗教団の歴史研究に対する新たな視点を探り出したいということに尽きています。

現在、本研究では、親鸞聖人の遠忌に向けて、現行『本願寺史』(全三巻)を改訂する準備を進めています。

改訂版では記述を戦後まで伸ばしますので、この所報でも少なくとも近代初期から戦後直後くらいまでの史料を視野に入れたと思います。読者の皆様から、紹介する史料や視点・論点について、様々なご意見を頂戴できればこれに過ぎる幸はありません。(S記)